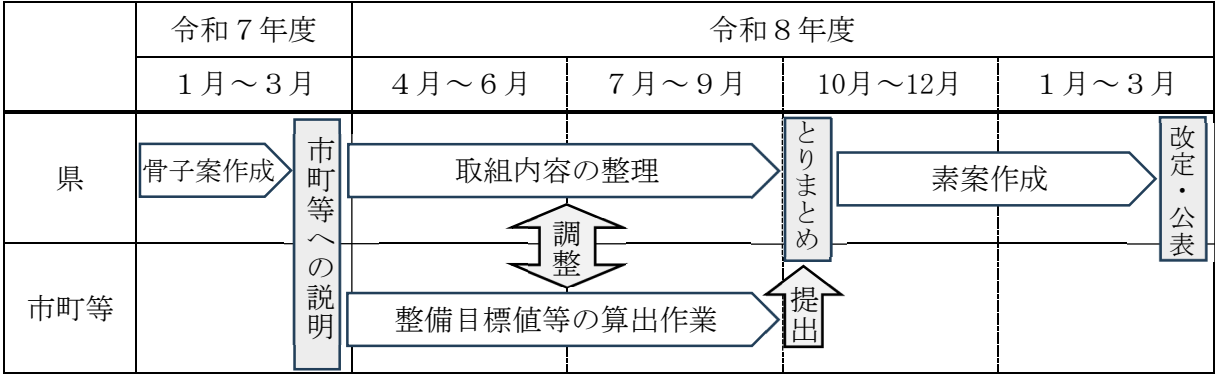


資料番号	9	令和8年2月16日			
		課名 土木建築局	土木建築局	農林水産局	環境県民局
		都市環境整備課	港湾漁港整備課	農業基盤課	循環型社会課
		担当者 課長 野浜	課長 前原	課長 平谷	課長 石田
		内線 4124	4002	3642	2950

「広島県污水適正処理構想」改定の骨子案について

- 1 要旨・目的
- 令和2年3月に改定した「広島県污水適正処理構想」について、現構想における取組成果や課題等を踏まえ、次期構想の骨子案をとりまとめたので、その内容を報告する。
- 2 現状・背景
- 県全域（県及び23市町）の各種污水处理施設（下水道、集落排水、合併浄化槽、コミュニティプラント）の整備を計画的に実施していくことを目的に、平成7年度に「広島県污水適正処理構想」を策定し、これまで5回の改定を行ってきた。
- 現在の構想期間が令和8年度末までとなっているため、現構想の取組成果や現構想策定後に発生した令和6年能登半島地震や埼玉県八潮市の道路陥没事故などにおいて明らかになった新たな課題への対応の必要性なども反映させた改定を行う。
- 3 次期構想の骨子案
- 次期構想に向けてとりまとめた骨子案は、次のとおりである。
- なお、骨子案に掲げる基本方針に基づく具体的な取組内容及び各整備目標値については、令和8年度の素案作成時に整理する。
- ※詳細については、別紙「広島県污水適正処理構想」改定の骨子案を参照
- (1) 構想期間
- 令和9年度～令和18年度（10年間）
- (2) 基本理念
- 『将来にわたって』県内のどこでも污水处理施設を利用できるようにする
- (3) 基本方針
- 【基本方針1】污水处理施設の早期概成
- 【基本方針2】持続可能な管理・運営の実施
- 【基本方針3】資源・エネルギーの利活用の促進
- (4) 整備目標
- ・污水处理人口普及率
- ・下水道整備進捗率
- 《参考目標》
- ・損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の健全性の確保率
- ・下水道の急所施設の耐震化率
- 4 今後のスケジュール
- 次期構想の骨子を市町等へ説明後に、市町等と調整を行いながら、令和8年度末での次期構想の改定を目指す。



※素案についても、常任委員会で報告予定

「広島県污水適正処理構想」改定の骨子案

別紙

1. 現構想の概要

構想の目的・位置付け

- ・構想は、県全域（県及び23市町）の各種汚水処理施設（下水道、集落排水、合併浄化槽、コミュニティプラント）の整備を計画的に実施していくことを目的とする。
- ・構想は、広域的かつ長期的な観点から県全体の適正な汚水処理についての基本方針に基づいた市町の計画をとりまとめた構成される。
- ・構想に基づき県及び市町の各種汚水処理事業が実施され、構想は社会情勢変化に応じて適切に改定が行われる。

構想期間

平成31年度～令和8年度（8年間）

基本理念

『将来にわたって』県内のどこでも汚水処理施設を利用できるようにする

基本方針

- 【基本方針1】経済的かつ早期普及が可能な処理区域の設定
- 【基本方針2】効率的な処理の実施形態の構築
- 【基本方針3】安定した施設管理の実施
- 【基本方針4】資源・エネルギーの利活用の促進

整備目標

- ・汚水処理人口普及率^{※1} 92.8%
- ・下水道整備進捗率^{※2} 96.0%

2. 現構想の取組成果

【基本方針1】経済的かつ早期普及が可能な処理区域の設定

- ・市町は、10年概成アクションプランに基づき、**処理区域の見直し**を行い、**下水道全体計画面積を55,050ha（H30末）→50,131ha（R5末）**に縮小させた。
- ・**本県の汚水処理人口普及率は、88.4%（H30末）→91.0%（R6末）**【処理人口：247.3万人】まで向上し、6市町で95%以上を達成している。

【基本方針2】効率的な処理の実施形態の構築

- ・県及び市町は、**共同処理による事業間や集合処理区の連携**といった取組を実施し、大崎上島町にて**公共下水道施設に農業集落排水処理施設を接続し編入**するなど、取組の実施・検討が進められている。

【基本方針3】安定した施設管理の実施

- ・市町の各種汚水処理事業は、**経営戦略の策定及び公営企業会計の導入**が行われ、使用料金の見直しや汚水処理原価の削減について、**下水道事業で12/22市町^{※3}で経費回収率が向上した**。
- ・県及び市町の下水道事業では、「ストックマネジメント計画」に基づき、**改築更新費について県内で合計約268億円/年のコスト縮減が見込まれ**、計画的に進めている。

【基本方針4】資源・エネルギーの利活用の促進

- ・県及び市町は、汚水処理施設の有する**資源の有効利用の促進**に取り組み、**下水汚泥については、99%（R5末）の有効利用が図られた**。

令和8年度末での整備目標と実績見込

処理区分	種類	目標（R8末）		実績（R8末見込）	
		汚水処理人口普及率	下水道整備進捗率	汚水処理人口普及率	下水道整備進捗率
集合	下水道	80.2%	96.0%	78.6%	94.1%
	集落排水	1.7%	—	1.7%	—
個別	浄化槽等	10.9%	—	11.7%	—
合計		92.8%	—	92.0%	—

令和8年度末の汚水処理人口普及率は目標92.8%に対し実績見込92.0%、下水道整備進捗率は目標96.0%に対し実績見込94.1%であり、構想目標は未達と予想される。
未達の要因としては、平成30年7月豪雨での災害復旧に期間を要したこと、厳しい財政状況により当初想定していた建設予算が確保できなかったことなどから、下水道の整備進捗に遅れが生じたことが挙げられる。

3. 現構想策定後の社会情勢変化と課題

自治体の厳しい財政状況	県内23市町の財政力指数 ^{※4} は、平均値、最高値ともに1を下回っており、近年は横ばいで推移しており、自治体の財政は依然厳しい状況にある。
人口減少、過疎化による地域の変化	県の人口は、平成10年をピークとして減少しており、今後30年間で約22%減少する見込みである。
処理水量減による処理施設の稼働率低下	人口減少のほか、節水型の洗濯機などの普及により、県内の水道の1日平均給水量は減少傾向にあり、汚水処理施設の処理水量も減少し、処理施設の稼働率が低下している。
汚水処理施設の老朽化進行	埼玉県八潮市での道路陥没事故により、老朽化対策の重要性が改めて明らかとなった。また、全国で標準耐用年数を経過した管路の延長は約3万km（約7%）、20年後は約20万km（約40%）と今後急速に増加する見込みである。
災害時における処理施設の機能確保の必要性	平成30年7月豪雨災害では、管路の寸断、ポンプ施設及び浄化槽の浸水といった汚水処理施設の被害が生じた。また、令和6年能登半島地震では、上下水道システム復旧に長い期間を要したこと、上下水道システムの「急所施設」や避難所などの「重要施設」に接続する上下水道の管路等について、耐震化の重要性が改めて明らかとなった。
使用料と維持管理費の不均衡	県内市町の多くの集合処理事業において、使用料収入により汚水処理に係る経費が賄えていない。
自治体の技術者不足	全国の下水道事業職員数は、ピーク時の平成9年度と比べて、26年間で約39%減少している。
地球温暖化の顕在化	県では、「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく取組が進められ、「再生可能エネルギーの導入促進」や「下水道未利用エネルギーの有効活用」を県の施策として掲げられている。

4. 基本方針及び整備目標の見直し

現構想の取組成果や課題に加え、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた災害時の取組や埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた老朽化の取組の必要性も反映させるため、次期構想において基本方針及び整備目標を次のとおり見直す。

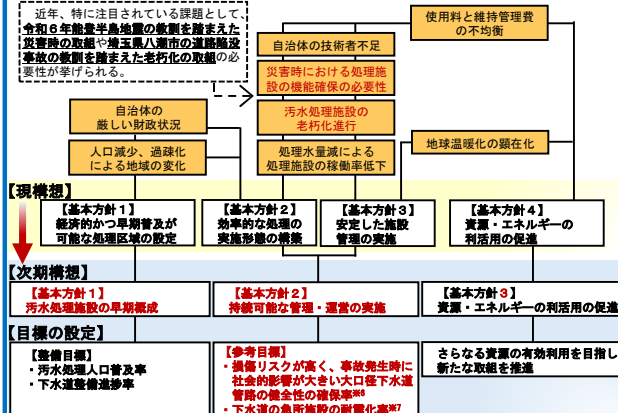
基本方針の見直し

- ・【基本方針1】については、汚水処理施設の早期概成を目指すことを明確とするため、「**汚水処理施設の早期概成^{※5}**」に変更
- ・【基本方針2、3】については、維持管理と施設運営を一体的に進めるため、【**基本方針2**】へ一本化し「**持続可能な管理・運営の実施**」に変更

整備目標の見直し

- ・**老朽化対策及び地震対策に取り組む上での指標として【参考目標】を新規に設定**

「現構想策定後の社会情勢変化と課題」



※基本方針に基づく取組内容及び各目標数値については、令和8年度の素案作成時に整理

5. 次期構想の骨子案

現構想から見直した箇所を赤字で記載

構想期間

令和9年度～令和18年度（10年間）

国が示しているマニュアルでの構想期間が10年間程度を基本としていることから、次期構想期間は令和9年度～令和18年度の10年間とする。

基本理念

『将来にわたって』県内のどこでも汚水処理施設を利用できるようにする

引き続き、全ての県民がどこでも適正な汚水処理施設が利用できる環境を整備し、整備後においても持続可能な運営を目指すことから、基本理念は変更しない。

基本方針

- 【基本方針1】汚水処理施設の早期概成
- 【基本方針2】持続可能な管理・運営の実施
- 【基本方針3】資源・エネルギーの利活用の促進

【基本方針1】汚水処理施設の早期概成
経済的かつ早期普及が可能な処理区域の設定は、現構想にて概ね完了しているが、今後はさらなる処理区域の適正化を検討するとともに、着実に整備を進めることにより汚水処理施設の早期概成を目指すことを明確にするため変更する。

【基本方針2】持続可能な管理・運営の実施
近年の社会情勢に対応するため、老朽化対策、耐震化・耐水化、DX技術の導入等の施設管理と地域の実状に応じた施設運営を一体的に進めることにより持続可能な管理・運営の実現を図るため変更する。

【基本方針3】資源・エネルギーの利活用の促進
さらなる資源の有効利用を目指し、新たな取組を推進していくことから、基本方針は変更しない。

整備目標

- ・汚水処理人口普及率
- ・下水道整備進捗率

＜参考目標＞

- ・整備リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路の健全性の確保率^{※6}
- ・下水道の急所施設の耐震化率^{※7}

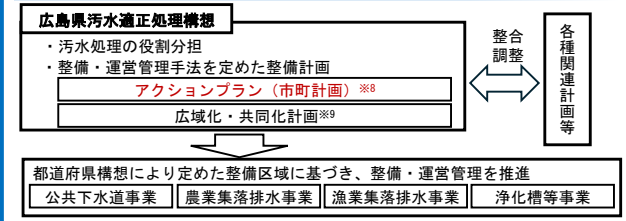
整備目標
汚水処理施設の適正な区域などを検討し、早期概成に向けた整備を進める上での指標として、構想期間である令和18年度の「整備目標」を設定する。

参考目標

県民が安心・安全に利用できるよう埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた老朽化対策及び令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた地震対策に取り組む上での指標として、第1次国土強靱化実施中期計画を参考とした令和12年度末の「参考目標」を設定する。

※基本方針に基づく取組内容及び各目標数値については、令和8年度の素案作成時に整理

構想体系



※1 汚水処理人口普及率：各汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備人口の割合（各汚水処理施設整備人口／県全体人口）

※2 下水道整備進捗率：下水道の全体計画人口を100%とした場合の整備人口の割合（下水道整備人口／下水道全体計画人口）

※3 下水道事業を行っていない特定市町村を除く

※4 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

※5 汚水処理施設の概成：汚水処理人口普及率または下水道整備進捗率が国が示す目安である95%以上の達成

※6 下水道管路の全国特別重点調査の対象管路

※7 急所施設：その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う重要施設（下水道管路、下水処理場、ポンプ場）

※8 アクションプラン：市町の各種汚水処理施設における整備計画であり、構想の改定内容に合わせ、見直しが行われる。

※9 広域化・共同化計画：構想の改定内容や国の支援策の動向を踏まえ、見直しを行う。